



Title	堺市における自殺対策について ‘ ‘自殺未遂者相談支援”
Author(s)	豊坂, 民雄
Citation	大阪公衆衛生. 2014, 85, p. 13-14
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/78798
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

堺市における自殺対策について “自殺未遂者相談支援”

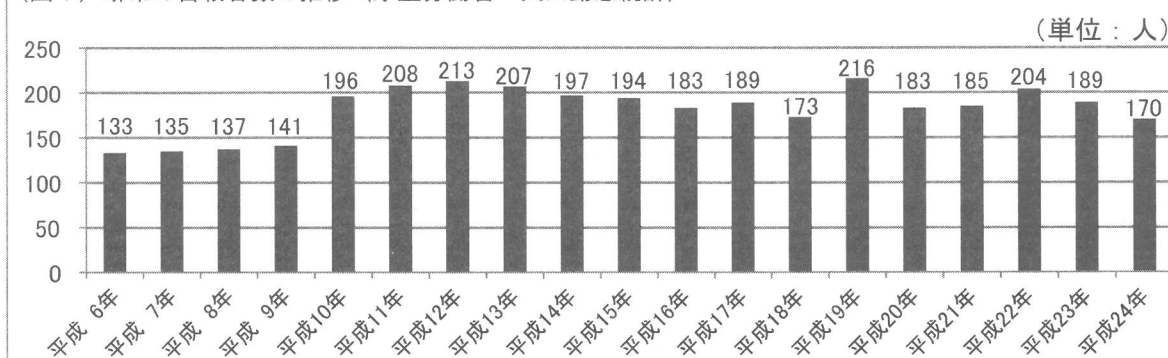
豊坂 民雄

堺市健康福祉局健康部精神保健課いのちの応援係

平成10年以降、14年連続で3万人を超える状態が続いていた我が国の自殺者数であるが、平成24年に15年振りにその数を下回った（2万7,858人）。本市でも毎年200人前後の市民が自殺で亡くなら

れている。国と同様に平成24年より減少傾向で推移してはいるが、決してまだ少ないとは言えない現状である（図1）。

（図1）堺市の自殺者数の推移（厚生労働省 人口動態統計）



【「いのちの応援係」の設置】

本市は、平成18年の政令指定都市移行に伴い、大阪府より精神保健福祉業務の移譲を受けるとともに、本庁に精神保健福祉課（現・精神保健課）を設置した。併せて自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の理念に基づき、同年12月に堺市自殺対策連絡協議会の設立準備会を立ち上げ、平成19年4月に「堺市自殺防止対策連絡懇話会」（20年4月に「堺市自殺対策連絡懇話会」に改称）を設置した。同時に関係所管課による庁内連絡会も開催し、効果的な自殺対策について検討を重ねてきた。

平成20年10月に堺市こころの健康センターで自死遺族相談を開始し、平成21年3月には、「堺市自殺対策推進計画」を策定した。その中の重点対策のひとつとして、自殺未遂者の相談支援事業「いのちの相談支援事業」を立ち上げ、平成21年4月に実施主体として「いのちの応援係」が課内に新設された。

【「いのちの相談支援事業」（自殺未遂者支援）の拡充】

先に述べた「堺市自殺対策連絡懇話会」での議論の中で、警察関係の委員から、警察署と連携した自殺未遂者の支援について積極的な提案を受けた。このことが本係の新設につながったと言っても過言ではない。市内の警察署の協力のもと、再度の自殺を防ぐために、自殺未遂者に対する相談支援を平成21年度より開始するに至った。市内には5つの警察署があり、まず1署でモデル実施し、実績を見ながら徐々に全市に広げていった（図2）。

警察署で取り扱った自殺未遂事案のうち、いのちの応援係に相談を希望する方について、担当職員が面談等を行うことにより、自殺未遂の背景となった課題を整理し、専門の相談機関に同行するなど事後の支援を行う。平成25年度現在、精神保健福祉士4名、臨床心理士1名、警察OB1名の6名で対応している。多重債務等の問題には大阪弁護士会も積極的な協力体制を取ってくれている。

（図2）警察署との連携

開始年月日	状 況	対象区
平成21年4月～	堺警察署の協力のもとモデル実施を開始	堺区
平成21年6月～	西堺警察署まで拡大	中区、西区
平成21年11月～	北堺、南堺、黒山警察署まで拡大し、全市実施	北区、南区、東区、美原区

自殺未遂者へ介入する機会があるのは警察署だけではない。救急隊もまたその重要な関係機関である。警察署との連携を活かして、平成23年11月より本市消防局（救急隊）との連携も開始した。救急の本来の役割はいち早く患者を医療機関へ搬送することである。それと並行して警察との連携同様に、自殺未遂者に相談支援事業の説明をして、本係に連絡紹介をする同意を取らなくてはならない。書面での手続きもある。事業開始に至るまで、かなり調整が必要であった。緊急度の高い患者には、事業案内のリーフレットを手渡してもらうこととした。

こうして事業が拡充していくと、やはり自殺未遂者が最終的に搬送される救急病院とも連携していきたいと考え、市内23ヶ所の救急告示病院に意

向調査を実施した。結果14ヶ所の医療機関から連携可能であるとの回答が得られ、平成25年6月からは救急告示病院とも連携を始めている。

【堺市から大阪市、そして大阪府全体へ】

警察署と連携して行う自殺未遂者支援に関して、全国でも先駆的な取組として本市は取り上げられ、紹介されてきた。この仕組みが平成21年11月には大阪市でも実施されるようになり、更には平成25年1月からは大阪府下全域で実施されるようになった。これまでは市外で起こった自殺未遂事案は紹介されてくることが無かったが、大阪府下の警察署であれば、対象者として紹介されてくる仕組みへと広がっていった。

（図3）新規受理件数（実数）

	警察署経由	救急隊経由	救急病院経由	その他経由	合計
平成21年度	15	—	—	—	15
平成22年度	28	—	—	4	32
平成23年度	17	24	—	3	44
平成24年度	32	6	—	4	42
平成25年度	46	7	1	4	58

※平成25年度は12月末現在

※「その他経由」は保健センターや生活保護のケースワーカー等から相談を受けたものや、インターネットや新聞記事等を見て直接連絡のあったもの等が含まれる。

【今後の課題】

平成25年度に始めたばかりの救急告示病院との連携については、更に定着するように自殺未遂者ケアに関する研修会を開催したり、事例検討するような場を企画したい。また自殺の原因は1つで

はなく、幾つもの悩みが重なって社会的に「追い詰められた末の死」であると考えられることから、地域でいち早く“自殺のサイン”に気がついて、必要な支援につなげる役割である“ゲートキーパー”の養成にも力を入れて行きたい。